

# 北九州情報サービス産業振興協会規約

## 【第1章】 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、北九州情報サービス産業振興協会  
Kitakyushu Information Service Industry Promotion Association（略称「KIP」）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、情報関連技術の調査研究及び開発促進並びに情報サービス産業発展のための社会的、経済的環境の整備を通じ、地域の情報サービス産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 情報サービス産業の振興に関する情報収集及び調査研究
- (2) 人材の育成及び確保に関する活動
- (3) 情報サービス産業の振興に関する行政施策との連携
- (4) 会員相互及び市内外諸団体との交流
- (5) 情報関連技術の開発及び利用の促進
- (6) その他地域の情報サービス産業発展のための環境整備に関する事業

## 【第2章】 会 員

### (種 別)

第4条 本会の会員の種別は、次の通りとする。

- (1) 正会員 北九州市及びその周辺市町村に本社を置いている情報サービス産業関係企業
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、若しくはその事業に協力しようとする企業、大学等若しくは行政等の機関又は個人

### (入 会)

第5条 本会の会員として参加しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (退 会)

第6条 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面により会長に届け出なければならない。

- 2 企業が解散又は破産したときは、退会したものとみなす。

### 【第3章】 役 員

#### (役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名以上3名以内
- (3) 理事 5名以上10名以内(会長・副会長を除く) (4) 監事 2名

#### (選 任)

第8条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選任する。

#### (職 務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。
- 4 監事は、会計監査を行う。

#### (任 期)

第10条 本会の役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

### 【第4章】 会 議

#### (種 別)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会 (2) 理事会

#### (構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

#### (権 能)

第13条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
  - (2) 事業報告及び収支決算の承認
  - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
    - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
    - (2) 総会に付議した事項の執行に関すること
    - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 14 条 総会は、毎年 1 年事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

(招 集)

第 15 条 総会及び理事会は、会長が招集する。

(議 長)

第 16 条 総会及び理事会の議長は、会長があたるものとする。

(定足数)

第 17 条 総会及び理事会は、構成員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 18 条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第 19 条 本会は、理事会の議決を経て、事業を円滑に進めるため委員会を置くことができる。

## 【第 5 章】 会計及び会費等

(事業年度)

第 20 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会 計)

第 21 条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第 22 条 会費は、以下に定める入会金及び年会費を納めなければならない。ただし、大学及び高等専門学校（教育基本法第 1 条）、行政機関並びに会長が認める公的団体は入会金及び年会費を免除する。

(1) 入会金 2 万円

(2) 年会費 3 万円

(会費の納入時期)

第 23 条 年会費は、毎年度初めに納入しなければならない。ただし、新規入会者については、入会時に入会金及び当該年度の年会費を納入しなければならない。

(返還請求権の放棄)

第 24 条 本会の退会者は、既納の会費の返還を求めることができない。

(帳簿)

第25条 本会に次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 会議録
- (2) 規約、役員名簿、会員名簿
- (3) 会費納付簿
- (4) 金銭出納簿
- (5) その他関係書類

**【第6章】 雑 則**

(事務局)

第26条 本会の事務局は、公益財団法人 北九州産業学術推進機構内に置く。

(実施細則)

第27条 この規約の執行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

**【付 則】**

- 1 この規約は、平成元年5月22日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第20条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成2年3月31日までとする。

**【付 則】**

この規約は、平成7年6月28日から施行する。

平成14年 6月12日改訂

平成16年11月26日改訂

平成24年 6月 8日改訂

平成27年 6月15日改訂

平成30年 4月 1日改訂

令和元年 7月 1日改訂